

建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

公共工事に係る入札・契約制度については、これまでも適宜改正を行ってきたところですが、入札不調やそれに起因する予算の繰越の増加により、必要な工事の遅延等が生じていることなどから、国や他県の動向を踏まえて、制度の見直しを行うこととしました。

1 競争入札における1者入札の有効範囲の拡大

競争入札における1者入札については、特別な事情のない限り原則、取りやめています。入札不調が増加していることから、適正な競争性を引き続き確保した上で1者入札の有効範囲を拡大します。

(1) 一般競争入札（全県要件以上）

一般競争入札における入札参加資格の地域要件の設定に当たり、地域要件を設定しない、又は県全域から参加可能とした場合は、広く公平に入札機会が確保されていることから、1者入札を有効とする。

(2) 一般競争入札（(1)以外）、指名競争入札

予定価格超過により再度入札に移行した場合は、1回目の入札で複数の者による競争がなされていることから、1者入札を有効とする。

(参考 競争入札における1者入札の有効範囲の拡大)

	1回目		再度入札	
	現状	見直し後	現状	見直し後
一般競争 (全県要件以上)	(原則) ×	○	(原則) ×	○
一般競争 (上記以外)	×	×	×	○
指名競争	×	×	×	○

2 入札不調時の見積りの活用

地域的要因、工事内容、実施時期により入札不調となったときに見積書を徴取する範囲を、道路及び河川に関する小規模な維持工事限定からすべての工種に拡大し、実勢価格等を把握することで適切な積算を推進します。

- 道路や河川工事以外にも不調が増加していることから、入札不調時の見積りの活用をすべての工種に拡大する。

3 入札結果等の公表の見直し

予定価格超過により入札不調（不落）となった案件について、入札参加者や入札金額を公表していますが、同一箇所ですべて実施する入札において、入札参加者や入札金額を類推できるおそれがあることから不調となった事実のみ公表することとします。

4 災害復旧に関する工事における指名競争入札の金額区分の拡大

自然災害により被災した公共施設の迅速な復旧のため、災害復旧に関する工事を対象に、予定価格1億円未満まで指名競争入札方式を適用することとし、これらの工事にはすべて最低制限価格制度を適用します。

- 災害復旧に関する工事について、指名競争入札方式の適用範囲を5千万円未満から1億円未満に拡大する。(通常の工事については、引き続き5千万円未満に指名競争入札方式を適用する。)

5 指名停止期間の上限延長及び指名停止に係る承継規定の新設

入札における不正防止の一層の推進の観点から、建設工事請負業者等指名停止措置要領を改正します。

- ・ 極めて悪質な事例に対する指名停止期間の上限について、24か月から36か月に引き上げる。
- ・ 指名停止措置の対象となる有資格業者に会社分割による事業承継があった場合、承継者に対し、指名停止が行えるよう承継規定を新設する。

- 「極めて悪質な事例」とは、贈賄、独禁法違反、談合を繰り返すこと。国等の規定は最長36か月。

6 総合評価方式の見直し

予定価格5千万円以上の建設工事の契約にあたり実施している、一般競争入札による総合評価方式について、入札参加者の能力の適切な評価や工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保等の観点から、以下の見直しを行います。

(1) 施工計画の見直し

入札参加者が提出する施工上の工夫を踏まえた「施工計画」について、求める工事を限定するとともに、ポイントを絞った課題設定とし、適確かつ簡潔な提案を求めることとする。

(2) 評価項目の見直し・配点の変更

担い手となる技術者の育成・確保や企業の災害対応への活動状況等を踏まえた評価項目に見直すとともに、入札参加資格の地域要件に応じた配点とする。

- 主な改定項目
 - ・ 「若手技術者・女性技術者の配置」について、若手技術者の対象年齢を35歳未満から40歳未満に引き上げる。
 - ・ 「過去2年間の災害活動実績」の評価を、新たに県土整備部で試行する。

7 施行日

令和2年10月1日

千葉県建設工事における総合評価方式の改定について（令和2年10月ガイドライン改定）

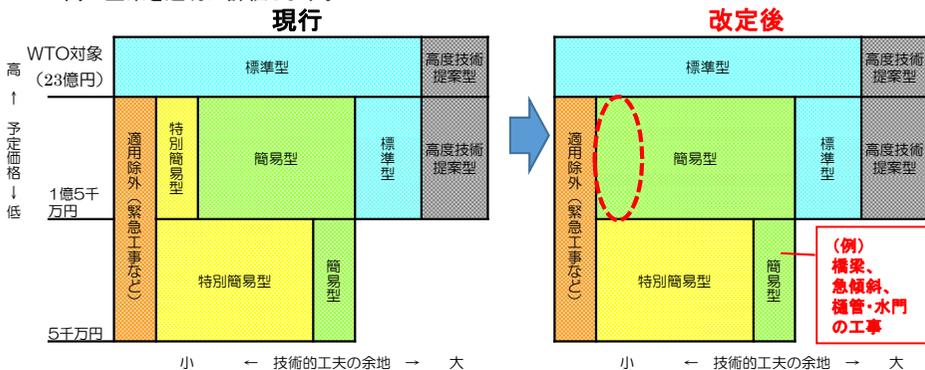
参考資料

I 改定の概要

1 施工計画の見直し

(1) 型式の改定

予定価格1億5千万円以上の工事については、全ての工事に「施工計画」を求め、技術力のより高い企業を適切に評価します。



	現行	改定後
特別簡易型	「安全審査」*対象工事について、簡易な施工計画を求める。	施工計画を求めない。

*安全審査：建設工事の施工中の安全確保のため建設工事安全対策委員会で施工方法、仮設構造物の設計を審査するもの

(2) 簡易型で求める施工計画の改定

「施工計画」について、課題数や提案数の限定や記載方法等の改善を行い、企業の施工能力の適切な評価を踏まえたうえで、入札参加者の「施工計画」作成等に係る負担軽減を図ります。

	現行	改定後
発注者が指定する課題数	最大4課題	1課題 (工事の難易度が高い場合は2課題)
課題に対し入札参加者が記載する提案数	提案数の指定なし	1課題あたり3提案までに限定
施工計画の記載方法	・文字の大きさは10ポイント以上 ・1行あたり文字数、行数の指定はなし ・記載の表現は自由	・文字の大きさは11ポイント以上 ・1行あたり40文字、35行以内で記載 ・「着目点」、「着目理由」、「着目点に対応した施工上の工夫」を記載。
評価基準	優良可の3段階評価(12点)	評価された提案数に応じ加点(10点)

II 今後の評価項目の見直し予定

企業及び技術者の能力が十分発揮できる環境を確保するため、引き続き、以下の評価項目の追加、見直しを予定しています。

【令和3年度】

- 「災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定」の追加
- 「継続教育の取組状況」に、建築CPD運営会議の「電気工事」、「管工事」の実績証明を追加

【検討中】

- 「週休2日制工事の施工実績」
- 「ICT施工技術の活用実績」
- 「登録基幹技能者の活用」

2 評価項目及び配点の見直し

建設業における担い手の育成・確保の促進、災害対応への活動状況等を踏まえて、入札参加資格の地域要件に応じた評価項目・配点とし、企業の技術力を適切に評価します。

評価項目の改定

配点の変更

入札参加資格における地域要件

- ・出先機関管内又は複数の管内に求める工事：複数管内
- ・千葉県内に求める工事：県内
- ・県外まで広く求める工事：県内外

評価項目	改定前	特別簡易型			簡易型			
		改定前	改定後	改定後	改定前	改定後	改定後	
施工計画	3	—	—	—	12	10	10	
企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	1	2	2	2	2	2	
	千葉県所掌工事における「工種：〇〇」での工事成績の平均点	6	6	6	6	6	6	
	過去2か年度間の「工種：〇〇」における優良工事表彰対象工事	2	2	2	—	2	2	
	当該工事関連分野での技術開発の実績・新技術等の活用	—	1	1	1	1	1	
企業の技術力	ISO認証取得	1	1	1	1	1	1	
	千葉県所掌工事における過去の不誠実な行為	0	0	0	0	0	0	
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者資格	2	2	2	2	2	2	
	過去10年間の同種工事の施工経験	2	2	2	2	2	2	
	主任(監理)技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年度間の「工種：〇〇」での工事成績	1	2	2	2	1	2	
	若手技術者(40歳未満)・女性技術者の配置	1	1	1	1	1	1	
企業の信頼性・社会性	継続教育(CPD)の取組状況	1	1	1	1	1	1	
	地域精通度	過去10年間の当該管内(千葉県内)での施工実績	3	2	2	2	2	2
	「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」	3	3	3	3	3	3	
	過去2年間における災害活動実績(県土整備部試行)	—	1	—	—	1	—	
その他	県内企業の活用	—	—	—	2	—	—	
	営業拠点(本店)の当該管内における所在地の有無	2	2	2	—	2	2	
	県産品の活用	2	2	2	2	2	2	
	地域特有貢献の有無	1	1	1	—	1	1	
その他	千葉県所掌工事「工種：〇〇」における手持ち工事量の状況	1	1	—	—	2	1	
	履行義務違反	0	0	0	0	0	0	
合計	32	32	30	27	42	40	37	
加算点		20	20		30	30		

■：今回、新規追加、適用範囲、設定、配点を変えたもの

3 提出書類の削減

以下の評価項目の資料は、発注者側で確認ができることから、提出を求めないこととします。

- ・「工事成績の平均点」における工事検査結果通知書の写し
- ・「優良工事表彰対象工事」における表彰状または工事検査結果通知書の写し
- ・「手持ち工事量の状況」における500万円未満の工事の契約書の写し

①施工計画に代わる施工能力の評価のため

③新技術等の普及・活用促進

④技術者育成の取組を期待

⑤災害活動実績を重視し、1点減

⑥県内企業を活用する県外企業を評価

⑦管内企業の地域貢献を評価

⑧県内企業の地域貢献を評価

②県内企業対象のため

①多重なペナルティの工事事故を削除

②過去2か年度から4か年度へ延長

③35歳から40歳未満へ引上げ

④災害対応の評価拡大

④地域の守り手の活動を新設

⑨受注機会均等と競争性を考慮

【参考】

○総合評価方式

総合評価方式は、予定価格と公共工事の特性（技術的な工夫の余地）に応じて、以下の4つの型式から型式を選択し、それぞれに設定された価格以外の企業の技術力や信頼性、社会性の評価項目により技術評価点を算出し、入札価格で除した評価値が最も高い入札者を落札者としています。

（1）特別簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

（2）簡易型

同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、発注者が示す仕様に基づき、施工上の工夫等を踏まえた施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

（3）標準型

企業の高度な技術力のうち、技術提案及び工事全般の施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

（4）高度技術提案型

技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、より優れた構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めするために、発注者と競争参加者のとの対話を通じて技術提案の改善を行うと共に、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合的な評価を行う。